

学生寮入寮希望者提出書類 Q&A

・記入に迷うとき、書類の用意に悩んだときに

ここでは、入寮希望調書の作成にあたりよくある間違いや、提出の際に不足していることが多い内容について補足しています。一通り用意できた方も、内容を振り返ってもう一度確認してみてください。

Q:様式1の保護者の署名は直筆が必要ですか？

A:はい。誓約書の役割も果たしますので、必ず本人と保護者両名が自署してください。

Q:様式2にある再選考とはどのような仕組みですか？

A:再選考は、第 期、第 期選考の対象となる学類新入生に限り、それらの選考期で不許可だった場合に次期選考期に持ち越して判定をするものです。ただし、経済的困窮度や所在地から判断してその後の選考でも許可が見込まれないと判断された場合は希望があっても再選考の対象から外れる場合があります。その場合は結果通知に記載します。

Q:再選考を後から希望したい/取り下げたいときはどうすればいいですか？

A:応募した選考期の期間内であれば、後からでも再選考に切り替えることが可能です。例えば前期試験合格により第 期選考に応募して、その時再選考を希望していなかった場合でも、第 期選考の受付期間内であればその間にご連絡いただければ再選考に変更いたします。ただし、選考期間を過ぎてからの変更は一切受け付けませんのでご了承ください。

取り下げをしたい場合は、再選考辞退の連絡をこちらにさせていただくと同時に、様式の中にある辞退届を必ずお送りください。こちらの送付がない場合、再選考の対象から正しく外れない場合があります。

Q:様式2の家族の状況について、就学者とはだれを指しますか？

A:ここで言う就学者とは、小学生以上の生徒、学生を指します。この部分に記載した内容は様式3の裏面部分に直結しますので、合わせてご確認ください。

Q:4月1日時点と記入日で状況が異なる場合はどうすればいいですか？

A:4月1日時点での状況が優先されます。例えば、同居している方は現在取得できる住民票に名前があり、生計を同一にするものとして家族数に含めることとなりますが、姉が4月から社会人となって別居するとなった場合、様式2の裏面にある特別な家庭事情のその他の部分に「4月から長女別居予定」のように記載していただき、家族の状況から記載を外してください。

Q:通学時間や手段は書く必要がありますか？

A:福島県中通りに住んでいる方については、距離要件(朝7時に自宅を出て8:40の1時間目の授業に間に合わないこと)を満たしているかの確認の為記入してください。それ以外の地域にお住いの方については記入は不要です。なお、この距離要件は選考にかかる最低限の条件であり、距離が遠いほど有利ということはありません。

Q:様式3の職業欄に何と書けばよいのかわかりません。

A:ご質問をいただく方の多くは自営業を営まれており、5番の商工業に該当しています。もし間違っていてはこちらで訂正いたしますので、該当すると思われる数字をご記入ください。

Q:家族数のカウントはどうすればいいですか？

A:ここでの家族数とは、生計を同一にする家族を指します。例えば単身赴任中の父親や県外に出て仕送りをもらいながら勉強している兄弟などは同居していなくても家族数に含めます。逆に、同居していても生計がはっきりと分かれている祖父母がいる場合、家族数に含めません。そのような方が住民票謄本に入っている場合は、特別な家庭事情の欄にその旨を記載してください。

なお、様式6についてはあくまでも生計維持者の別居にのみ用いてください。自宅外から通っている学生については別の部分で所得計算の対象になっています。

Q:収入の書き方はどうすればいいですか？

A:給与がある方については、源泉徴収票の支払い金額の部分の金額を記入してください。源泉徴収票は毎年発行されるほか、勤め先で申請すれば発行されます。

よくある間違いとして、所得証明書(課税/非課税証明書)の金額を記入する方が見られます。これとは異なりますのでご注意ください。

派遣社員の方など複数個所でお勤めの場合、それぞれの勤め先から発行してもらうか、一か所でまとめたものを作成してもらってください。

自営業や副収入のある方については、確定申告書の写しが必要になります。農業や営業による所得は確定申告書を参考に記載すると同時に、専従者給与がわかるよう(いないため0円でも)その部分も写しを提出してください。

Q:別居世帯の必要経費はどうやって算出すればいいですか？

A:様式6を使用して計算することになります。家族数のカウントの部分にもある通り、ここでの別居世帯とは生計維持者のみが対象となります。期間は、昨年1月から12月までの期間です。それ以降に単身赴任することとなった場合、例えば今年の4月1日から単身赴任になったとしても今回は反映できません。

必要経費の算出は、該当する項目に従い(光熱費は電気代とガス代の合算)領収書などの証明書類の金額を記入してください。1年間に満たない場合も、計算式により1年分の見込み金額として算出する式が掲載されていますので計算してください。

上記算出に使用した領収書の書類は一通り写しを提出していただく必要があります。その際、こちらにお送り頂くことのできる証明された支出のみが必要経費とみなされます。例えば1か月分の領収書が欠けている等の場合でもお送り頂いて構いませんが、その分は支出していないものとして計算します。(計算が合っているかの確認は最終的にこちらで行います。)

Q:兄弟の進路がまだ決まっていないときはどうすればいいですか？

A.進路が未確定の場合は、第一希望に合格したものとして記載してください。例えば第一希望に合格すれば自宅から高校に通えるが、第二希望のときは私立に自宅外から通う必要がある場合には、第一志望に沿って自宅から通う高校生としてカウントしてください。

Q:返信用の封筒は何通必要ですか？切手代はいくらですか？

A.結果の返送に使用するため、1通あれば足ります。ただし、再選考を希望する場合は希望する期の数だけ必要になります。例えば第 期 of 選考対象で、 期まで再選考を希望する場合は3通必要になります。また、全て速達で郵送するため384円分の切手を貼ってください。

なお、結果を直接学生課窓口に取りに来る方については切手は不要ですが、結果を入れる封筒は必要です。また、切手がない方については結果の受け取り方法について確認の連絡をします。

途中から再選考を希望する場合は、郵送で返信用封筒を送ってください。再選考の結果をそちらに入れて発送することになります。この時も切手を忘れないようにしてください。

必ず提出前に様式4に封筒の数を記入し、必要な数とあっているかを確認してください。

Q:住民票謄本と戸籍謄本はどちらも必要ですか？

A.全員に出していただくのは、住民票謄本です。戸籍謄本は、母(父)子家庭であることの証明として必要になりますので該当される場合のみご用意ください。単身赴任で住所を移しているため一つの住民票に乗っておらず、その方の住民票を取得し忘れたために勘違いをしてしまうということが考えられますので、必ずご用意ください。

Q:所得証明書(課税/非課税証明書)は必要ですか？

A.所得証明書は、収入元が給与のみか、そうでないかの確認に使用されます。申請時に取得できる最新のものを取得してください。特に多い不備として、給与所得のない方の分の提出がない場合があります。所得がなかったとしても所得証明書は発行されますので、取得のうえ提出してください。

どうしても取得できないという場合はご相談ください。

Q:転職した場合はどうすればいいですか？

A:該当期間中に転職した方は、年収見込み証明書を作成してもらってください。その証明書の金額を収入として使用することになります。

【確認事項】

- ・書類は、すべて消せないペンを用いて記入してください。自署を求める部分については本人が手書きで記入してください。
- ・こちらから記載内容について確認の連絡をすることがあります。申請者本人の携帯電話に優先して連絡しますが、繋がらない場合はご自宅などの番号にも連絡しますので可能であれば留守番電話の設定をしておいてください。
- ・不足している書類や不備がある書類については再度提出を求めます。この場合に限り、必要書類を FAX にて送信することを認めます。提出期限に間に合わないからといって、応募そのものを FAX で行うことは認めず、選考の対象から除外します。
- ・返信用封筒を送っていただいてから不要となった場合、入学後 5 月をめどに学生課窓口で返却します。案内は学生向けの電子掲示システムで行いますので、保護者の方への通知はありません。期限までに受け取られない分は処分します。

- ・募集期間内に不備等があり必要書類がそろえられない場合、提出があっても選考の対象にできないことがあります。不備を解消する期間を考慮して期間内の早いうちから応募してください。

- ・記入例を併せて掲載していますので、そちらも参照しながら作成してください。
- ・近年、明細や源泉徴収票の電子化が進んでいます。電子版しか存在しない証明書がある場合は、その画面を印刷したものをお送り頂くことが可能です。